

地方税法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(東日本大震災に係る不動産取得税の特例の適用を受ける者の範囲等)</p> <p>第三十一条 法附則第五十一条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 被災家屋(法附則第五十一条第一項に規定する被災家屋をいう。第四号において同じ。)の所有者</p> <p>二 前号に掲げる者(この号に規定する相続人を含む。)が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人</p> <p>三 法附則第五十一条第一項に規定する代替家屋(次項第三号において「代替家屋」という。)に個人である第一号に掲げる者と同居するその者の三親等内の親族</p> <p>四 第一号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。)が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災家屋に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(東日本大震災に係る不動産取得税の特例の適用を受ける者の範囲)</p> <p>第三十一条 法附則第五十一条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 被災家屋(法附則第五十一条第一項に規定する被災家屋をいう。第三号において同じ。)の所有者</p> <p>二 前号に掲げる者(この号に規定する相続人を含む。)が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人</p> <p>三 第一号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。)が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災家屋に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人</p>

2 法附則第五十一条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 従前の土地（法附則第五十一条第二項に規定する従前の土地をいう。第四号において同じ。）の所有者

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 個人である第一号に掲げる者（以下この号において「従前土地所有者」という。）の三親等内の親族で、法附則第五十一条第二項に規定する代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと道府県知事が認める土地の上にある代替家屋に当該従前土地所有者と同居する者又は当該土地の上に新築される代替家屋に当該従前土地所有者と同居する予定であると道府県知事が認める者

四 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により従前の土地に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

3 法附則第五十一条第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内家屋（法附則第五十一条第三項に規定する対象区域内家屋をいう。第四号において同じ。）の同項に規定する警戒区域設定指

2 法附則第五十一条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 従前の土地（法附則第五十一条第二項に規定する従前の土地をいう。第三号において同じ。）の所有者

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により従前の土地に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

示が行われた日における所有者

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 法附則第五十一条第三項に規定する代替家屋（次項第三号において「代替家屋」という。）に個人である第一号に掲げる者と同居するその者の三親等内の親族

四 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内家屋に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

4 法附則第五十一条第四項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象土地（法附則第五十一条第四項に規定する対象土地をいう。第四号において同じ。）の同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 個人である第一号に掲げる者（以下この号において「対象土地所有

者」という。)の三親等内の親族で、法附則第五十一条第四項に規定する代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと道府県知事が認める土地の上にある代替家屋に当該対象土地所有者と同居する者又は当該土地の上に新築される代替家屋に当該対象土地所有者と同居する予定であると道府県知事が認める者

- 四 第一号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。)が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象土地に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人前各項に規定する者が法附則第五十一条第一項から第四項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類をこれらの項に規定する道府県知事に提出しなければならない。

(東日本大震災に係る自動車取得税の特例の適用を受ける者の範囲等)

### 第三十二条 略

- 2 法附則第五十二条第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第四百四十五条第一項に規定する自動車であつて、用途の廃止又は解体を事由として道路運送車両法第十五条の規定により永久抹消登録がされたもの又は同法第十六条第二項の規定による届出がされたもの
- 二 法第四百四十二条第二号に規定する軽自動車(二輪のものを除く)。

(東日本大震災に係る自動車取得税の特例の適用を受ける者の範囲等)

### 第三十二条 略

（）であつて用途の廃止又は解体を事由として道路運送車両法第六十九条の二第一項の規定による届出がされたもの

3| 法附則第五十二条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一| 対象区域内用途廃止等自動車（法附則第五十二条第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車をいう。第三号において同じ。）の同項各号に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者（法第百十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）
- 二| 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三| 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内用途廃止等自動車に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

4| 法附則第五十二条第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一| 対象区域内自動車（法附則第五十二条第三項に規定する対象区域内自動車をいう。第三号において同じ。）の同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者（法第百十四条第一項に規定する

場合にあつては、同項に規定する買主)

二 前号に掲げる者(この号に規定する相続人を含む。)が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 第一号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。)が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内自動車に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

5 第一項、第三項又は前項に規定する者が法附則第五十二条第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類をこれらの項に規定する道府県知事に提出しなければならない。

(東日本大震災に係る自動車税の特例に関する手続)

第三十二条の二 前条第四項に規定する者が法附則第五十四条第三項の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類を同項に規定する道府県の知事に提出しなければならない。

2 法附則第五十四条第七項に規定する場合には、同項に規定する対象区域内自動車の所有者(法第百十四条第一項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主)は、総務省令で定める書類を当該対象区域内自動車の主たる定置場所所在の道府県の知事に提出しなければならない。

2 前項  
の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類を同項  
に規定する道府県知事に提出しなければならない。

(東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲等)

第三十三条 略

2 〽 10 略

11 法附則第五十六条第十項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 被災住宅用地の所有者(当該被災住宅用地が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)

二 〽 四 略

12 略

13 法附則第五十六条第十項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、法附則第五十六条第十項の規定により法第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地とみなされた土地(以下この項において「住宅用地とみなされた土地」という。)の面積に当該住宅用地とみなされた土地に係る被災住宅用地のうち平成二十三年度分の固定資産税について同条第二項の規定の適用を受けたものの面積の当該被災住宅用地の面積に対する割合を乗じて得た面積に相当する土地とする。

14 法附則第五十六条第十項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法附則第五十六条第十項に規定する滅失し、又は損壊した家屋(

(東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲等)

第三十三条 略

2 〽 10 略

11 法附則第五十六条第十項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法附則第五十六条第十項に規定する被災住宅用地の所有者(当該土地が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)

二 〽 四 略

12 略

13 法附則第五十六条第十項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、法附則第五十六条第十項の規定により法第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地とみなされた土地(以下この項において「住宅用地とみなされた土地」という。)の面積に当該住宅用地とみなされた土地に係る被災住宅用地のうち平成二十三年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受けたものの面積の当該被災住宅用地の面積に対する割合を乗じて得た面積に相当する土地とする。

14 法附則第五十六条第十項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法附則第五十六条第十項に規定する滅失し、又は損壊した家屋(

以下この項、次項及び第十六項において「被災家屋」という。）の所有者（当該被災家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）

二〇四 略

15・16 略

17 法附則第五十六条第十二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法附則第五十六条第十二項に規定する滅失し、又は損壊した償却資産（以下この項及び第十九項において「被災償却資産」という。）の所有者（当該被災償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）

二〇四 略

18・19 略

20 法附則第五十六条第十三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内住宅用地（法附則第五十六条第十三項に規定する対象区域内住宅用地をいう。以下この項から第二十二項までにおいて同じ。）の同条第十三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者（当該対象区域内住宅用地が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

第四号、次項及び第十六項において「被災家屋」という。）の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）

二〇四 略

15・16 略

17 法附則第五十六条第十二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法附則第五十六条第十二項に規定する滅失し、又は損壊した償却資産（次号、第四号及び第十九項において「被災償却資産」という。）の所有者（当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）

二〇四 略

18・19 略



三 個人である第一号に掲げる者（以下この号において「従前土地所有者」という。）の三親等内の親族で、法附則第五十六条第十三項に規定する取得された土地（次項において「代替土地」という。）の上に新築される家屋に当該従前土地所有者と同居する予定であると市町村長が認める者

四 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内住宅用地に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

21 法附則第五十六条第十三項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる代替土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする。

一 共有物である土地以外の土地 従前土地所有者（前項第一号に掲げる者又は同項第二号から第四号までに掲げる者に係る同項第一号に掲げる者をいう。次号において同じ。）が有していた対象区域内住宅用地の面積（当該対象区域内住宅用地が共有物である場合にあつては、その持分の割合に応ずる対象区域内住宅用地の面積とし、代替土地の面積を超える場合にあつては、当該代替土地の面積とする。）に相当する土地

二 共有物である土地 前項各号に掲げる者が有している持分の割合に応ずる代替土地の面積（従前土地所有者が有していた対象区域内住宅

用地の面積（当該対象区域内住宅用地が共有物である場合にあつては、従前土地所有者が有していた持分の割合に応ずる対象区域内住宅用地の面積）を超える場合は、当該面積）の合計に相当する土地

22] 法附則第五十六条第十三項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるものは、法附則第五十六条第十三項の規定により法第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地とみなされた土地」という。）の面積に当該住宅用地とみなされた土地に係る対象区域内住宅用地のうち平成二十三年度分の固定資産税について同条第二項の規定の適用を受けたものの面積の当該対象区域内住宅用地の面積に対する割合を乗じて得た面積に相当する土地とする。

23] 法附則第五十六条第十四項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 対象区域内家屋（法附則第五十六条第十四項に規定する対象区域内家屋をいう。以下この項から第二十五項までにおいて同じ。）の同条第十四項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者（当該対象区域内家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）
- 二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 法附則第五十六条第十四項に規定する取得された家屋に個人である

第一号に掲げる者と同居するその者の三親等内の親族

四 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内家屋に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

24 法附則第五十六条第十四項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる家屋の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 区分所有に係る家屋及び共有物である家屋以外の家屋 当該家屋（以下この号において「特例適用家屋」という。）に係る固定資産税額（特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の九までの規定の適用を受ける家屋であるときは、これらの規定の適用後の額）又は都市計画税額に、対象区域内家屋の床面積（当該対象区域内家屋が区分所有に係る家屋であるときは、前項第一号に掲げる者が所有していた当該対象区域内家屋の専有部分の床面積とし、当該対象区域内家屋が共有物であるときは、同号に掲げる者が有していた当該対象区域内家屋に係る持分の割合を当該対象区域内家屋の床面積に乗じて得た面積とする。次号及び第三号において同じ。）を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合は、一）をそれぞれ乗じて得た額

二 区分所有に係る家屋 当該家屋（以下この号において「特例適用家屋」という。）の専有部分に係る区分所有者が法第三百五十二条又は第七百二条の八の規定により納付する義務を負うものとされる固定資産税額（特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の九までの規定の適用を受ける家屋であり、かつ、当該専有部分がこれらの規定の適用を受ける部分であるときは、これらの規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる額）又は都市計画税額に、対象区域内家屋の床面積を当該特例適用家屋の専有部分の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合は、一）をそれぞれ乗じて得た額

三 共有物である家屋 当該家屋（以下この号において「特例適用家屋」という。）に係る固定資産税額（特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十五条の九までの規定の適用を受ける家屋であるときは、これらの規定の適用後の額）又は都市計画税額に、対象区域内家屋の床面積（当該対象区域内家屋の床面積が前項各号に掲げる者がそれぞれ有している特例適用家屋に係る持分の割合を当該特例適用家屋の床面積に乗じて得た面積を超える場合は、当該面積）を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数値をそれぞれ乗じて得た額

25| 前項に定めるもののほか、対象区域内家屋で区分所有に係る家屋であるもの又は同項第二号に掲げる家屋に共用部分があるときの同項の床面積等の算定に關し必要な事項は、総務省令で定める。

26| 法附則第五十六条第十五項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内償却資産（法附則第五十六条第十五項に規定する対象区域内償却資産をいう。以下この項及び第二十八項において同じ。）の同条第十五項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者（当該対象区域内償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）

二 対象区域内償却資産が法第三百四十二条第三項の規定により共有物とみなされたものである場合における当該対象区域内償却資産の買主

三 前二号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

四 第一号又は第二号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内償却資産に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

27] 法附則第五十六条第十五項に規定する政令で定める区域は、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）とする。

28] 法附則第五十六条第十五項に規定する政令で定める部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。

一 対象区域内償却資産が共有物である場合（第三号に掲げる場合を除

く。〕 第二十六項第一号に掲げる者が有していた対象区域内償却資産に係る持分の割合によつて法附則第五十六条第十五項に規定する取得された償却資産（以下この項において「代替償却資産」という。）の共有持分を有しているとした場合の代替償却資産に係る持分の割合に應ずる部分

二 代替償却資産が共有物である場合（次号に掲げる場合を除く。）

第二十六項各号に掲げる者（次号において「特例対象者」という。）が有している代替償却資産に係る持分の割合の合計に應ずる部分

三 対象区域内償却資産及び代替償却資産がいずれも共有物である場合各特例対象者が有している代替償却資産に係る持分の割合（当該持分の割合が第二十六項第一号に掲げる者が有していた対象区域内償却資産に係る持分の割合を超える場合は、対象区域内償却資産に係る持分の割合）の合計に應ずる部分

29 第十一項、第十四項、第十七項、第二十項、第二十三項又は第二十六項に規定する者が法附則第五十六条第十項から第十五項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類をこれらの項に規定する市町村長（法第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）に提出しなければならない。

30 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（東日本大震災に係る軽自動車税の特例の適用を受ける者の範囲等）

20 第十一項、第十四項又は第十七項に規定する者が法附則第五十六条第十項から第十二項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類をこれらの項に規定する市町村長（法第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）に提出しなければならない。

21 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（東日本大震災に係る軽自動車税の特例の適用を受ける者の範囲等）

第三十四条 略

2 略

3| 法附則第五十七条第六項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一| 原動機付自転車であつて法第四百四十七条第一項の規定により用途を廃止し又は解体した旨の申告書又は報告書が提出されたもの

二| 軽自動車（二輪のものに限る。）であつて用途の廃止又は解体を事由として軽自動車届出済証（軽自動車の使用者が道路運送車両法第九十七条の三第一項の規定により届け出たことを証する書類をいう。）が地方運輸局長又はその権限の委任を受けた運輸監理部長若しくは運輸支局長に返納されたもの

三| 二輪の小型自動車であつて用途の廃止又は解体を事由として道路運送車両法第六十九条第一項の規定により自動車検査証が返納されたものの

4| 法附則第五十七条第六項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一| 対象区域内用途廃止等二輪自動車等（法附則第五十七条第六項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項各号に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）

二| 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続

第三十四条 略

2 略

人

三 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内用途廃止等二輪自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

5| 法附則第五十七条第七項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 対象区域内二輪自動車等（法附則第五十七条第七項に規定する対象区域内二輪自動車等をいう。第三号において同じ。）の同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）

二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内二輪自動車等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する



分割承継法人

6| 法附則第五十七条第八項に規定する政令で定めるものは、小型特殊自動車であつて法第四百四十七条第一項の規定により用途を廃止し又は解体した旨の申告書又は報告書が提出されたものとする。

7| 法附則第五十七条第八項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一| 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車（法附則第五十七条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車をいう。第三号において同じ。）の同項各号に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）

二| 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人

三| 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

8| 法附則第五十七条第九項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 対象区域内小型特殊自動車（法附則第五十七条第九項に規定する対象区域内小型特殊自動車をいう。第三号において同じ。）の同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日における所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）
  - 二 前号に掲げる者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があつたときにおけるその者の相続人
  - 三 第一号に掲げる者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内小型特殊自動車に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人
- 9| 附則第三十二条第一項、第三項若しくは第四項又は第一項、第二項、第四項、第五項、第七項若しくは前項に規定する者が法附則第五十七条第一項から第九項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類をこれらの項に規定する市町村長に提出しなければなら  
ない。
- 10| 法附則第五十七条第十三項に規定する場合には、同項に規定する対象区域内軽自動車等の所有者（法第四百四十二条の二第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する買主）は、総務省令で定める書類を当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければ
- 3| 附則第三十二条第一項又は前二項  
に規定する者が法附則第五十七条  
第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省  
令で定める書類をこれらの項に規定する市町村長に提出しなければなら  
ない。

ばならない。